

社会福祉法人ほしづきの里
自然災害発生時における事業継続計画書

対象施設：障害児活動支援センター

施設所在地：神奈川県鎌倉市梶原 2-33-2

業態：放課後等デイサービス、障害者余暇支援

目次

1.	総論	6
1.	目的.....	6
2.	基本方針	6
3.	適用範囲	6
4.	推進体制	7
2.	被害想定	7
1.	リスクの把握.....	7
	①ハザードマップ、j-shis map 等の確認：神奈川県鎌倉市梶原 2-33-2	7
	②被害想定（自治体が公表している災害について）	9
	③自施設で想定される影響	10
3.	優先業務の選定	10
1.	当座停止する事業	10
2.	事業停止通知.....	11
3.	事業再開の基準	11
4.	BCP の見直し	12
1.	研修、訓練の実施.....	12
2.	BCP の検証、見直し	12
5.	平常時の対応.....	14

1.	建物の安全対策	14
2.	設備の耐震措置	14
3.	水害対策	15
4.	電気が止まった際の対策	16
5.	ガスが止まった時の対策	17
6.	水道が止まった場合の対応策	17
①	飲料水	17
②	生活用水	17
7.	通信が麻痺した場合の対策	18
8.	システムが停止した場合の対策	19
9.	衛生面（トイレ等）の対策	19
②	トイレ対策(職員)	20
③	汚物対策	20
10.	必要品の備蓄	21
	飲料・食品	21
	医薬品・衛生用品・日用品	22
	その他備品	23
11.	資金手当て	24
6.	緊急時の対応	25
1.	BCP 発動基準	25
2.	管理責任者	25
3.	行動基準	25
4.	対応体制	27

5. 対応拠点	28
6. 安否確認	28
① 入居者、児童の確認	28
② 職員の安否の確認	29
7. 職員の参集基準	29
8. 施設内外	30
【施設内】	30
【施設外】	31
9. 重要業務の継続	32
10. 職員の管理	32
① 休憩・宿泊場所	32
② 勤務シフト	32
11. 復旧対応	34
① 破損個所の確認	34
② 業者連絡先一覧の整備	35
③ 情報発信（関係機関、地域、マスコミ等への説明・公表・取材対応）	36
7. 他施設との連携	37
1. 連携体制の構築	37
（1）地域のネットワーク	37
2. 連携対応	38
3. 児童情報の整理	38
4. 共同訓練	38
8. 地域との連携	39
1. 災害時の職員の派遣	39

2. 福祉避難所の運営	39
9. 固有事項	40
1. 通所サービス固有事項	40
【平時からの対応】	40
【災害が予想される場合の対応】	40
【災害発生時の対応】	40

1. 総論

1. 目的

本計画は、大地震等の自然災害などの突発的な経営環境の変化により不測の事態が発生しても、人命を最優先とし児童、職員の安全と生活を守ることを前提とした上で、重要な事業を中断させない、または中断せざるを得なくなった場合であっても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示すものである。

2. 基本方針

本計画に関する基本方針は下記 3 点とする。

(1) 児童の安全確保

当事業所は児童等に対するサービス提供を行っており、自然災害が発生した場合、深刻な人的被害が生じる危険性があることに留意して安全の確保に努める。

(2) サービスの継続

当事業所は、児童の健康維持に係るサービスを提供しており、有事の際長期的にサービスを中断することは児童の機能低下をもたらすことに留意し、中断せざるを得なくなった場合があっても早期に再開して児童やその家族からの信頼を守る。

(3) 職員の安全確保

自然災害発生時や復旧において業務継続を図ることは、長時間勤務や精神的打撃など職員の労働環境が過酷にあることが懸念される。したがって、職員の過重労働やメンタルヘルス対応への適切な措置を講じる。

3. 適用範囲

本計画は、社会福祉法人ほしづきの里の運営する「障害児活動支援センター」に対して適用する。

4. 推進体制

平常時の災害対策の推進体制は、当事業所の各責任者をもって構成される「災害対策本部」を主体とし、役職、業務内容を以下の通りとする。

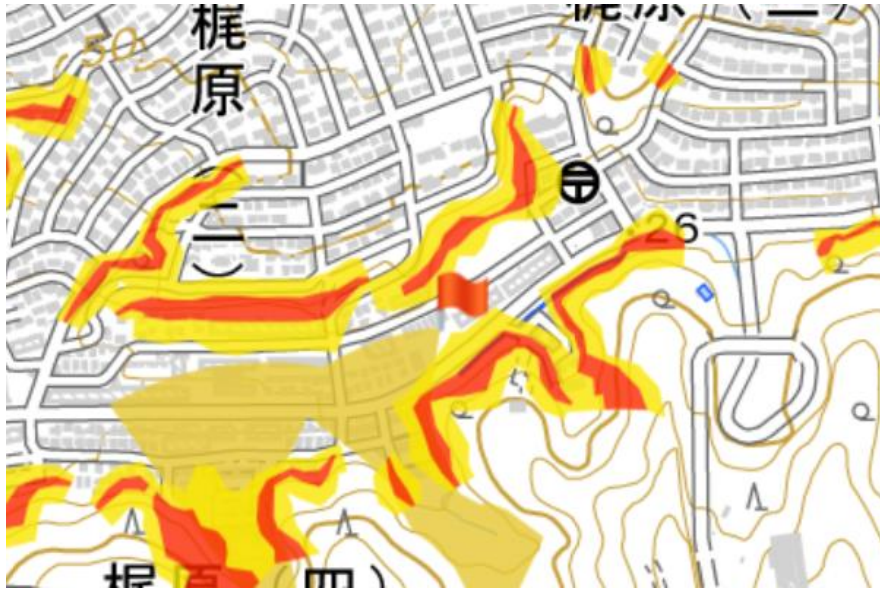
担 当	業 務 内 容
中村施設長	・災害対策の統括責任
芳賀	・BCPの策定、見直し
清野	・職員への訓練の計画 ・職員への研修、訓練の実施
坂本	・災害用備蓄、施設の全体管理

2. 被害想定

1. リスクの把握

①ハザードマップ、j-shis map等の確認：神奈川県鎌倉市梶原2-33-2

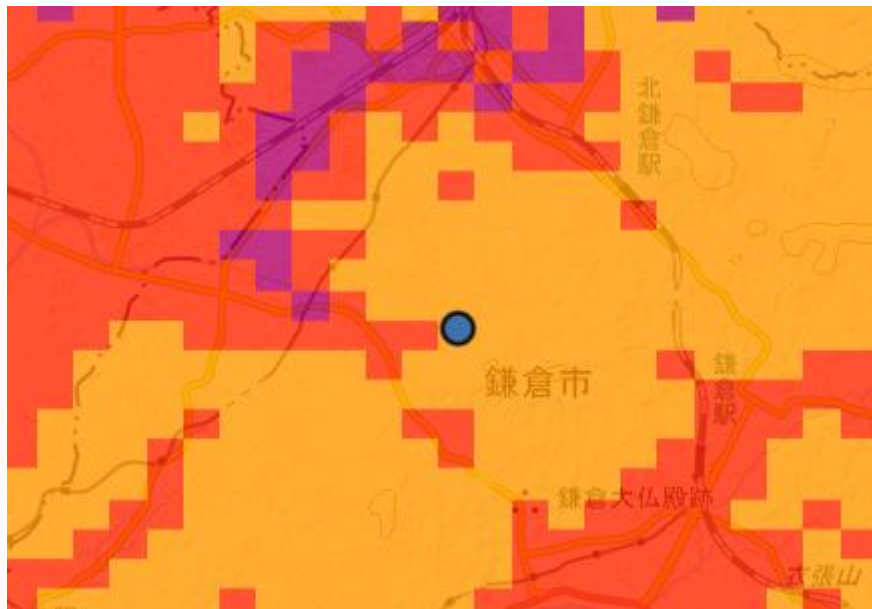
洪水、土砂崩れ予測（ハザードマップ）



洪水:想定なし/高潮:想定なし/津波:想定なし

土砂災害:急傾斜地の崩壊特別警戒区域に指定されている

地震予想(j-shis map)：震度6強



30年以内に震度6強以上の揺れに見舞われる確率 3%～6%

②被害想定（自治体が公表している災害について）

震災に関しては最大規模が予想される相模トラフ沿いの最大クラスの地震（マグニチュード 8.7 想定）、冬の 18 時での想定被害

（参照：J-shis map、ハザードマップポータルサイト、神奈川県地震被害想定調査報告書、地震 10 秒診断）

(ア) 震度：7 想定

(イ) 浸水：想定なし

(ウ) 液状化：危険度は低い

(エ) 上水道：断水率 76.1%

(オ) 下水道：機能障害率 9.9%

(カ) 都市ガス：供給停止率 23.4%

(キ) 電気：停電率 65.7%

(ク) 固定電話：不通率 36.8%

(ケ) 土砂崩れ：急傾斜地の崩壊特別警戒区域に指定されている

交通被害

(ア) 道路：路肩が崩れる（地盤変状による被害）、建物倒壊等により道路が塞がれる（道建物等の倒壊による被害）等の被害により緊急輸送に大きな影響が発生する可能性がある。

(イ) 鉄道：震度 5 以上の地震でほとんどの路線が一時運転見合わせることが想定され、6 弱～6 強以上の強い地震においては長期間運転停止されることが予想される。

③自施設で想定される影響

震度 6 強を想定とする

参照：神奈川県地震被害想定調査報告書・過去の事例

	当日	2 日目	3 日目	4 日目	5 日目	6 日目	7 日目	2 週間
電力	停止							復旧
飲料水	備蓄			物資支給				
生活用水	備蓄			物資支給				
都市ガス	停止							
固定電話	不通	遅延					復旧	
メール	遅延	復旧						
インターネット	遅延	復旧						

電気復旧：7 日想定

上水道復旧：43 日想定 下水道復旧：181 日想定

ガス復旧：15 日想定

3. 優先業務の選定

1. 当座停止する事業

震災や水害などの突発的な災害に見舞われた場合、又はその予測が立てられた場合、当施設は職員・児童等、当施設に出入りする者の安全を考慮し、施設長の判断をもって一時的に事業を停止する。

2. 事業停止通知

当施設において事業を停止する際の児童への通知方法としては、電話を主な手段とし、連絡が取れない児童に関しては安全を配慮した上で訪問での通知を行うものとする。事業開始の通知に関しても同様とする。

3. 事業再開の基準

事業の再開基準を下記に定め、これを踏まえた上で児童・職員の安全が十分に確保できることを確認した上で事業を再開するものとする。事業再開の判断は施設長が行う。

- ① ライフラインが完全に復旧していること
- ② 事業再開に十分な人員が確保できること
- ③ 児童の送迎が問題なく行える交通状況、道路状況であること
- ④ 施設に倒壊の危険性がないこと
- ⑤ 施設内設備、備品、システム等が十分に機能できる状態であること

4. BCPの見直し

1. 研修、訓練の実施

研修や訓練が一過性で終わらず、継続的に実施されるよう下記のルールに則り実施するものとする。記載のある日程以外にも必要に応じて施設長の判断のもと研修、訓練は実施されるものとする。

- ① 本計画の6に記載される「緊急時の対応」に沿って、管理者の指示の元訓練を実施する。
- ② 避難訓練は毎年6月と9月、11月に実施するものとする。(合同訓練、安否確認訓練含む)
- ③ 避難訓練実施に合わせて、研修を実施するものとする。
- ④ 訓練、研修は可能な限り全職員が参加して実施する。
- ⑤ 訓練、研修後に職員に対して、口頭もしくは書面で問題点・改善点を報告させる。

2. BCPの検証、見直し

BCPはPDCAサイクルを機能させて実施することが重要とされているため、下記ルールに則り検証、見直しを実施するものとする。記載のある日程以外にも必要に応じて施設長の判断のもと研修、訓練、BCPの見直しは実施されるものとする。

- ① 業務継続計画（BCP）は毎年6月と11月に実施する訓練、研修の実施後に災害対策本部で協議し、見直しを行う。
- ② 協議では訓練や研修で新たに確認された問題点や参加職員からの意見を集約し、改善点を検討する。
- ③ 協議で検討された改善策をもって業務継続計画（BCP）の反映を行う。

- ④ 見直した業務継続計画（BCP）は、災害対策本部長の決済を経て職員、関係者等に周知する。

- ⑤ ④の業務継続計画（BCP）に沿って次回の研修及び訓練を実施するものとする。

5. 平常時の対応

1. 建物の安全対策

■現在の取り組み

新耐震基準を満たす物件であるため、建物に関しては被害を受けない可能性が高いと思われ、特段の対応は行っていない。

■今後の取り組み

場所	対応策	対応予定時期
ガラス窓	フィルムによる飛散防止処置	R9.3.31 まで

2. 設備の耐震措置

設備の耐震措置に関しては訓練実施と合わせて毎年 6 月と 11 月に点検するものとする。

■現在の取り組み：鎌倉市により実施

場所	対応策	備考
消火器	定期的に点検	
スプリンクラー	同上	
誘導灯	同上	
非常灯	同上	

火災報知器	同上	
パッケージ型消火設備	同上	

■今後の取り組み

場所	対応策	対応予定時期
倉庫	棚の固定	R9.3.31 まで
事務所	書類棚、デスクの固定もしくは滑り止めを敷く	R9.3.31 まで
プレイルーム サブプレイルーム	テレビ、テーブル、遊具の固定もしくは滑り止めを敷く	R9.3.31 まで

3. 水害対策

■現在の取り組み

場所	対応策	備考
浸水リスクの確認	災害対策本部にて点検を行う	年に2回の避難訓練時に 一斉点検を行う
建物外	台風等で飛散する物を撤去	同上

■今後の取り組み

場所	対応策	対応予定時期
浸水場所	土嚢又は防水テープ等の対応	R9.3.31 まで

4. 電気が止まった際の対策

■現在の取り組み

稼働させるべき設備	代替案	備考
連絡・照明	非常用電源	
情報収集	携帯ラジオ 1 台	
移動・安全確保	懐中電灯 1 個	
その他	乾電池	

■今後の取り組み

稼働させるべき設備	代替案	対応予定時期
情報収集、連絡：パソコン、携帯	可搬式蓄電池：1 台	R9.3.31 まで
冷房設備	サーキュレーター、冷却シート	R9.3.31 まで
暖房設備	使い捨てカイロ、毛布、布団	R9.3.31 まで

5. ガスが止まった時の対策

■現在の取り組み

稼働させるべき設備	代替案	備考
ガス管	老朽化等の定期的な点検(鎌倉市)	半年に一回

■今後の取り組み

場所	対応策	対応予定時期
事務所	カセットコンロ 2 台、ガスボンベ 6 本	R9.3.31 まで

6. 水道が止まった場合の対応策

■現在の取り組み

飲料水 2L×12 本備蓄を行っている。

■今後の取り組み

① 飲料水

- ・ 職員と児童×2L×3 日分を備蓄し、保存期間に留意し定期的買い替えを行う。
- ・ あらかじめ水道が止まることが予想される場合は、空きペットボトルや給水袋等で水道水を飲料用に確保する。
- ・ 市内に設置されている飲料水兼用耐震性貯水槽からの「応急給水」にて飲料水を確保する。

② 生活用水

・給水袋（5L）を3枚備蓄。飲料水兼用耐震性貯水槽からの「応急給水」にて給水を受ける。

・飲料水兼用耐震性貯水槽設置場所：〒247-0066 神奈川県鎌倉市山崎 1667 鎌倉中央公園

7. 通信が麻痺した場合の対策

職員の連絡手段は SNS（LINE）をメインとし、児童家族との連絡手段は電話、メールをメインとする。それ以外にも複数連絡手段を下記に用意するものとする。

【機材】

固定電話：1台

FAX：1台

職員全員の携帯：各1台（全員メール可）

PCメール：1台

【連絡方法】

主な連絡ツール：SNS（LINE）、電話、メール

その他：災害用伝言ダイヤル、FAX

【充電、電気供給方法】

■現在の取り組み

特段対策を行っていない

■今後の取り組み

蓄電池 1 台導入する。

8. システムが停止した場合の対策

■現在の取り組み

- ① 児童の重要情報（氏名・年齢・住所・緊急連絡先・障害区分、等級・既往歴・服薬情報）に関しては紙とデータにて保管されている。
- ② 職員の重要情報（氏名・年齢・住所・緊急連絡先）に関しては紙とデータにて保管されている。

■今後の取り組み

- ① 現在の取り組みに合わせて、下記情報のクラウド化を行う。
 - ・職員の緊急連絡先
 - ・児童の緊急連絡先
 - ・取引先連絡先一覧
 - ・ライフライン連絡先一覧
- ② 児童、職員の重要情報に関して、緊急時用にファイル一つに保管し、有事の際に持ち出し可能なように保管を行う。

対応予定時期：R9.3.31 まで

9. 衛生面（トイレ等）の対策

■現在の取り組み

特段の対策は行っていない。

■今後の取り組み

① トイレ対策(児童)

- ・簡易トイレ、及び消臭固形剤の備蓄を使用する。

【電気・水道が止まった場合】

- ・電気・水道が止まった場合、速やかに簡易トイレを所定の箇所に設置し、そちらを使用するよう案内をする
- ・排泄物には消臭固形剤を使用する
- ・使用した簡易トイレは使用する度に袋を閉じて常に清潔に新しいものを使用する。

② トイレ対策(職員)

- ・入居者や児童とは別に職員用の簡易トイレ、生理用品を備蓄しておく
- ・電気・水道が止まった場合は速やかに簡易トイレを所定の箇所に設置する。
- ・その他児童に準ずる

③ 汚物対策

- ・排泄物などは、簡易トイレに付属している消臭固形剤を使用して密閉し、児童の出入りのない駐車場の隅
へ、ブルーシート等で包み衛生面に留意して隔離、保管しておく。
- ・上記は燃えるゴミとして処理する

対応予定時期：R9.3.31 まで

10. 必要品の備蓄

飲料・食品

■現在の取り組み

品名	数量	消費期限	保管場所	備考
飲料水 500ml	42 本	2025/9		21L
ルヴァン クラッカー	17 缶	2024/6		6 枚入 6 パック/1 缶
ようかん	5 個	2024/4/22		5 本入/1 個

■今後の取り組み

職員 5 名（一日最大稼働人数）、児童 10 名（一日最大利用人数）×3 日分を基準とし備蓄を備える。詳細を下記に記載する。

品名	数量	消費期限	保管場所	対応予定時期
カレーライスセット（30 食入り）	1 箱			R9.3.31 まで
災害用保存水 2L	35 本			R9.3.31 まで

医薬品・衛生用品・日用品

■現在の取り組み

品名	数量	消費期限	保管場所	備考
応急手当セット	1 セット			
マスク (50 枚入り)	5 箱			
タオル	30 枚			
ビニール手袋 (100 枚)	10 箱			

■今後の取り組み

品名	数量	消費期限	保管場所	対応予定時期
ウェットティッシュ (100 枚入り)				R9.3.31 まで

紙皿				R9.3.31 まで
紙コップ				R9.3.31 まで
割り箸				R9.3.31 まで
フォーク				R9.3.31 まで
スプーン				R9.3.31 まで
ラップ				R9.3.31 まで
ガムテープ				R9.3.31 まで
生理用ナプキン				R9.3.31 まで

その他備品

■現在の取り組み

品名	数量	保管場所	備考
非常用電源	1 台		
おむつ	90 回分		

■今後の取り組み

品名	数量	保管場所	対応予定時期
簡易トイレ	150 回分		R9.3.31 まで
給水袋 5L	3 枚		R9.3.31 まで
ブルーシート	5 枚		R9.3.31 まで
サーキュレーター	2 台		R9.3.31 まで
使い捨てカイロ	90 個		R9.3.31 まで
冷却シート	90 個		R9.3.31 まで

11. 資金手当て

- ① 地震保険：鎌倉市が加入
- ② 火災保険：鎌倉市が加入
- ③ 手許金：金庫で 50,000 円

その他震災用の保険の詳細（水害に対する保証があるかなど記載）

6. 緊急時の対応

1. BCP 発動基準

当施設が最も被害を受けると想定される地震と水害に対してそれぞれ下記の基準で BCP を発動することとする。

【地震による発動基準】

神奈川県鎌倉市周辺において震度 5 強以上の地震が発生し、被害状況や社会的混乱等を総合的に勘案し、理事長や管理者が必要と判断した場合 BCP を発動し、対策本部を設置する。

【水害による発動基準】

神奈川県鎌倉市周辺において大雨警報（土砂災害）、洪水警報、氾濫警報のレベル 3 が発令された時、または理事長や管理者が必要と判断した場合、BCP を発動する

2. 管理責任者

管理責任者	代替者
施設長	管理者

3. 行動基準

発生時の行動指針は、下記のとおりとする

- ① 自身及び児童の安全確保

② 二次災害への対策（火災や建物の倒壊など）

③ 避難場所の確保、移動

④ 地域との連携、関係機関との連携

⑤ 情報発信

4.対応体制

部署名	責任者	代替者	詳細
防災活動隊	清野	芳賀	地震災害応急対策の実施全般について一切の指揮を行う。
安全指導班	坂本	吉田	入居者や児童の安全確認、施設整備の損傷を確認し、報告する。入居者や児童の避難誘導、家族への引継ぎを行う。
情報班	清野	坂本	行政と連絡を取り、正確な情報入手に努めるとともに、適切な指示を仰ぎ隊長に報告するとともに、入居者家族や児童家族へ入居者や児童の状況を連絡する。活動記録を取る。
消火班	吉田	松浦	地震発生直後直ちに火元の点検、ガス漏れの有無の確認などを行い、発火の防止に 万全を期すとともに、発火の際には消火に努める。
応急物資班	松浦	清野	食料、飲料水などの確保に努めると共に、炊き出しや飲料水の配布を行う

救護班	坂本	吉田	負傷者の救出、応急手当及び病院などへの搬送を行う。
地域班	清野	坂本	地域住民や近隣の福祉施設と共同した救護活動、ボランティアの受け入れ態勢の整備対応を行う。

5.対応拠点

第1候補場所	第2候補場所
事務所	1階保育園の園庭

6.安否確認

① 入居者、児童の確認

【安否確認ルール】

- ・児童は災害直後即座に職員が安否確認を行い、管理者に報告を行う。負傷者がいる場合は対応可能な職員が応急処置を行い、必要な場合は医療機関へ搬送する。

- ・安否確認シートを用いて確認結果を記録する。

【医療機関への搬送方法】

- ・負傷者が確認された場合、付近の医療救護所へ搬送する。

- ・鎌倉市において医療救護所は、災害時の被害状況に応じて適切な場所に設置されることとなっている。

② 職員の安否の確認

【施設内】

- ・職員の安否確認は児童の安否確認と合わせて行い、管理者に報告を行う。
- ・児童と同様、安否確認シートに確認結果を記録する。
- ・職員に負傷者が出た場合、児童と同様に付近の医療救護所へ搬送する。

【自宅等】

地震の場合震度 5 以上、又は警戒レベル 4 以上の災害に見舞われた場合、①携帯メール、②電話、③SNS (LINE) で施設に自身の安否情報を報告する。

報告する内容は下記とする。

- ・自身の安否、家族の安否
- ・避難後の場合、避難場所の報告
- ・自宅の場合、出勤可能か否か

7.職員の参集基準

【参集基準】

①

対象：管理者

地震：神奈川県鎌倉市周辺において、震度 5 強以上の地震が発生

水害：大雨警報（土砂災害）、洪水警報、氾濫警報のレベル 3 以上が発令させたとき

時間：10:00～18:30

基準：SNS(LINE)メール、電話等で事業所や勤務中の職員に連絡を行い、職員や入居者、児童の安否確認が30分以上取れなかった場合、自身の安全を確保した上で参集する。

②

対象：その他職員

地震：神奈川県鎌倉市周辺において、震度6弱以上の地震が発生

水害：大雨警報（土砂災害）、洪水警報、氾濫警報のレベル3以上が発令させたとき

時間：10:00～18:30

基準：SNS(LINE)メール、電話等で事業所や勤務中の職員に連絡を行い、職員や入居者、児童の安否確認が30分以上取れなかった場合、自身の安全を確保した上で参集する。

上記に該当する場合においても、自身又は家族が被災した場合や交通機関などの事情で参集が難しい場合は参集しなくてもよい。

8.施設内外

【施設内】

	第1避難場所	第2避難場所
避難場所	サブプレイルーム	1階保育園の園庭

避難方法	<ul style="list-style-type: none"> ・職員は自身、児童の安全に留意しながら 安全な部屋の中心に誘導する。 ・トイレなどの個室に残されている職員や児童がいないか確認する。 ・自力で避難できない児童、車いすの児童は可能な限り複数人で補佐する。 ・室内であってもすぐに外に出られるよう靴を履く。 ・全員ヘルメットを着用する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設内での避難が困難な場合、1階保育園の園庭への移動をする。 ・基本的な避難方法は左に準ずる。 ・応急手当セット、緊急連絡先、児童の服薬情報を持ち出す。
------	---	---

【施設外】

	第 1 避難場所	第 2 避難場所
避難場所	鎌倉市立深沢中学校	鎌倉中央公園
避難方法	<ul style="list-style-type: none"> ・施設内での避難が困難な場合、道路が通行可能であれば避難する。 ・足が不自由な方や車いすの方を優先する。 ・児童がいる場合は、安全に留意しながら児童の誘導を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・人数状況等によって、第 1 避難場所への避難が難しい場合、第 2 避難所へ避難を行う。 ・基本的な避難方法は左に準ずる。

	<ul style="list-style-type: none"> ・車や落下物に注意する。 ・応急手当セット、職員と児童の個人情報 等重要情報を持ち出す。 	
--	---	--

9.重要業務の継続

インフラ停止や職員不足、災害時に発生する特有の業務などの理由から業務量が増大する事が考えられる。そのため、平常時の対応で選定した優先業務から特に重要な業務の継続方法を検討する必要がある。ライフラインの有無や職員の出勤状況等を合わせて下記表において時系列で整理する。

被災時の厳しい状況でも、児童の生命や健康を維持するために必ず実施しなければならない業務を「重要業務」として選定する。

業務ごとの対応内容は別紙1に記載する。

10.職員の管理

① 休憩・宿泊場所

休憩場所	宿泊場所
サブプレイルーム	プレイルーム

② 勤務シフト

震災発生後、職員が長期間帰宅できず、長時間勤務となる可能性がある。参集した職員の数により、なるべく職員の体調および負担の軽減に配慮して勤務体制を組むよう配慮する。

11. 復旧対応

① 破損個所の確認

	対象	状況（いずれかに○）	対応事項/特記事項
建物・設備	躯体被害	重大／軽微／問題なし	
	エレベーター	利用可能／利用不可	
	電気	通電 / 不通	
	水道	利用可能／利用不可	
	電話	通話可能／通話不可	
	インターネット	利用可能／利用不可	
	パソコン	破損／転倒あり／被害なし	
	複合機	破損／転倒あり／被害なし	
	ガラス	破損・飛散／破損なし	
	キャビネット	転倒あり／転倒なし	
	天井	落下あり／被害なし	
	床面	破損あり／被害なし	
	壁面	破損あり／被害なし	
	照明	破損・落下あり／被害なし	
ベランダ	利用可能／利用不可		

② 業者連絡先一覧の整備

業者名	連絡先	業務内容
鎌倉市立深沢中学校	0467-44-1222	第 1 避難所
鎌倉中央公園	0467-45-2750	飲料水兼用耐震性貯水槽 設置場所
神奈川県水道緊急ダイヤル (受付時間：平日 08:30～17:15)	0467-22-6200	水道の復旧
神奈川県水道緊急ダイヤル (受付時間：夜間・休日)	0570-032119 045-522-8818	
東京電力 (受付時間：平日 09:30～17:00)	0120-995-007 03-6375-9803	電気の復旧
東京ガス (受付時間：24 時間)	0570-002299 03-6735-8899	ガスの復旧
不動産 鎌倉市 発達支援室	0467-23-5130	建物被害の復旧
さくらインターネット株式会社	ホームページからの連絡	インターネット提供会社

③ 情報発信（関係機関、地域、マスコミ等への説明・公表・取材対応）

災害による被害の状況や復旧の進行度合いなどは、ホームページ等を利用して情報発信する。公表のタイミングや範囲、内容、方法などについては、児童、職員のプライバシーに十分配慮した上で、慎重に精査する。

7. 他施設との連携

1. 連携体制の構築

(1) 地域のネットワーク

施設・事業所の倒壊や多数の職員の被災等、単独での事業継続が困難な事態を想定して、施設・事業所を取

り巻く関係各位と協力関係を日ごろから構築しておくこととする。

【連携関係のある他施設等】

名称	連絡先	連携内容
工房ひしめき・日日クラブ	0467-33-0882	同法人

【連携関係のある医療機関（協力医療機関等）】

名称	連絡先	連携内容
医療法人湘和会 湘南記念病院	0467-32-3456	協力医療機関

【連携関係のある社協・行政・自治会等】

名称	連絡先	連携内容
鎌倉市 発達支援室	0467-23-5130	情報収集、物資提供
鎌倉市社会福祉協議会	0467-23-1075	情報収集、物資提供

2. 連携対応

今後検討していく法人外施設等との連携対応において、決められた契約内容を簡潔まとめておき、有事の際に即座に連携対応を確認できるようにする。

3. 児童情報の整理

氏名、障害区分、等級、連絡先をファイルに保管。

避難先に職員が持参する。受け入れ先施設で担当外に預けることとなった時、児童と共に預ける。

4. 共同訓練

- ① 年2回のBCP訓練に関しては可能な限り児童にも参加をお願いし、安否確認などもここで行うこととする。
- ② 上記BCP訓練に関して、自治会・今後提携していく他施設にも参加をお願いし実態に即した訓練とする。

8. 地域との連携

1. 災害時の職員の派遣

今後災害対策本部にて協議を行い決定していく。

2. 福祉避難所の運営

今後災害対策本部にて協議を行い決定していく。

9. 固有事項

1. 障害児通所支援事業固有事項

【平時からの対応】

- ・サービス提供中に被災した場合に備え、緊急連絡先の把握にあたっては、複数の連絡先や連絡手段【固定電話、携帯電話、メール、SNS（LINE）】を把握、一覧化しクラウド化。有事の際に即時取り出して使用できるよう職員に周知しておく。
- ・相談支援事業所と連携し、児童への安否確認の方法等をあらかじめ整理しておく。災害時児童一覧表に児童情報を記入し、優先度を災害対策委員会にて検討しておく。
- ・平常時から地域の避難方法や避難所に関する情報に留意し、地域の関係機関（行政、自治会、病院、職能・事業所団体等）と良好な関係を作るよう工夫する。

【災害が予想される場合の対応】

- ・台風などで甚大な被害が予想される場合などにおいては、理事長の判断をもってサービスの休止や縮小を検討し、相談支援事業所にも情報共有の上児童やその家族にも説明する。
- ・有事の際に避難所や福祉避難所において児童の情報共有を行うことを、児童やその家族にも事前に説明する。

【災害発生時の対応】

- ・サービス提供を長期間休止する場合は、自治体・相談支援事業所と連携し可能な支援や、適切な指示を受ける。

- ・利用中に被災した場合は、児童の安否確認後、あらかじめ把握している緊急連絡先を活用し、児童家族への安否状況の連絡を行う。
- ・児童の安全確保や家族への連絡状況を踏まえ、順次児童の帰宅を支援する。その際、送迎車の利用が困難な場合も考慮して、手段を検討する。帰宅にあたって、可能であれば児童家族の協力も得る。関係機関とも連携しながら帰宅、又は避難所への移送対応を行う。

更新日
2024年2月29日